

第6章 計画の推進・進捗管理体制

1 計画の推進体制

(1) 刈谷市地域福祉計画懇話会

計画の着実な推進と実効性を確保するため、刈谷市地域福祉計画懇話会を開催し、市と市社会福祉協議会が取り組んだ進捗状況の報告を行います。また、必要に応じて、施策の具体的な推進方法、新たな課題の検討なども行います。

(2) 刈谷市地域福祉計画推進部会

この計画は、障害のある人、高齢者、子ども・子育てに関する支援のほか、災害時の支援、生活困窮者の自立支援、外国人市民の支援など広範囲にわたることから、市の関連部署及び市社会福祉協議会で構成する刈谷市地域福祉計画推進部会において、年度ごとの計画の進捗状況の把握・評価と事業の円滑な推進を図ります。

2 計画の広報

広く市民に本計画を理解してもらうことが必要であることから、市の広報紙や市社会福祉協議会の機関紙、ホームページ、計画の概要版などにより広報に努めます。

3 計画の進捗管理体制

本計画に記載された施策・指標について、年度ごとに取組状況を把握します。具体的には、刈谷市地域福祉計画推進部会及び刈谷市地域福祉計画懇話会で評価を行うとともに、評価結果を次年度の事業に反映させ、計画の実効性を高めます。

また、令和5年度には、市民意識調査を実施し、計画の効果を評価します。

